

議事日程(第2号)

平成21年6月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第52号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第2 議案第53号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第3 議案第54号 高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
日程第4 議案第55号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第56号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第6 議案第57号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)
日程第7 議案第58号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第52号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第2 議案第53号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第3 議案第54号 高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
日程第4 議案第55号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第56号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第6 議案第57号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)
日程第7 議案第58号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
-

出席議員(16名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 緒方 直樹君 | 2番 黒木 正建君 |
| 3番 池田 堯君 | 5番 水町 茂君 |
| 6番 大庭 隆昭君 | 7番 柏木 忠典君 |
| 8番 矢野 友子君 | 10番 岩崎 信也君 |
| 11番 八代 輝幸君 | 12番 徳久 信義君 |
| 13番 中村 末子君 | 14番 春成 勇君 |
| 15番 永谷 政幸君 | 16番 時任 伸一君 |
| 17番 山本 隆俊君 | 18番 後藤 隆夫君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 老岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	曾我部義雄君	農業委員会事務局長	…	松木 成己君
産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	正崎 博君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	永友 吉人君	社会教育課長	……………	東 啓三君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） 開会前ですが、いつものとおり携帯電話、ひとつよろしく処置をお願いしたいと思います。

おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第52号

日程第2. 議案第53号

日程第3. 議案第54号

日程第4. 議案第55号

日程第5. 議案第56号

日程第6. 議案第57号

日程第7. 議案第58号

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、議案第52号高鍋町税条例の一部改正についてから日程第7、議案第58号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、以上7件を一括議題とし一議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第52号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。税条例の一部改正について。住宅取得減税について。

目的としてはどのような活用ができるのでしょうか。この新たな条例改正です。住民の住宅取得が容易になっていくのかどうか。

また、今案での住宅……、今、ありますね。今現在ある法案での住宅取得控除とどこが違うのか、具体的に述べていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。お答えいたします。

税条例の一部改正につきまして、住宅取得減税。これは我々が仮称で「住宅ローン特別控除」と申しておりますけれども、これについて目的としてどのように活用ができるかという御質疑だろうと思います。

正式名称は「住宅借入金等特別税額控除」と申しますが、現在の世界の経済、それから日本の景気等を考慮した、今回の国の税制上の対策のうちに生活対策に盛り込まれたものの重点項目として、今回この「住宅借入金等特別税額控除」が創設されました。

住宅投資を促進するという目的のもとに中・低所得者にも十分な効果を及ぼすために個人住民税においても対応したものが、この制度でございます。

それから、次の2点でございますが、新たな条例改正で住民の住宅取得が容易になるのか。また、現行の制度とどこが違うのかという御質疑だと思います。

まず、条例改正することで所得税の控除だけじゃなくて、住民税のほうも減税になるということでございます。

それと、現行制度の住宅借入金等特別税額控除との相違ですけれども、所得税から控除しきれなかった額を控除額とするという基本点は同じです。で、住宅借入金残高に対する10年間の最大控除可能額、これの変更と、それから、申告の手続き、これが不要になったことが大きな相違点ですけれども、何よりもこれまでの特別控除は税源移譲前後に納税者の負担とならないように、移譲前に入居しておられた方のみを対象とする経過措置的な位置づけの制度でありまして、前述しましたとおり、今回の政策的な減税とはその趣旨が異なるものだと思っております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。例えばこれらをマスコミの中で私もしっかりと精査をしたわけではございませんけれども、そのような従前との税対策について余り変化がないということをおっしゃっている部分があるんですね。それよりも、現行制度をもう少し充実させていったほうが本来ならいいんじゃないかと。これはだから、いわゆる期間的に時限立法みたいなかたちでのやり方ではないかということが、これが半永久的に続くのかということも含めて、それはどのようなかたちで国からの通達はきているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。従来の制度、先ほども申し上げましたけれども、

税源移譲がございましたけれども、それに伴って中・低所得者納税者に負担がこないようにということで、前回の従前の特別控除というのはできております。ただ、それ以降に所得税の減税等もあっておりますので——減税といいますか率の減額が上がっておりますので——今後はそういう住宅の取得が容易になるように、住宅の……なんでしょう。建設なりなんなりが反映するようということからも含めまして、税に対しての控除を取っていいということから今回できあがったもので、先ほども申し上げましたが、前回の額よりも控除額が……。控除額といいますか、控除の可能額というのが今までは2,000万円とか3,000万円でしたが、今度は5,000万円になっております。それが21年中につくられた方、居住された方は最大ですから500万円の所得税と住民税とあわせて控除になると。そういう控除額の大きさと率の変化、そういったものができあがっております。

それに関しましても、要はあくまでも、先ほど申しましたように、生活対策として住宅投資を促進しようということから税の変更という制度ができあがってきたというふうな通達等もきております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。私が考える中・低所得者の位置づけと、税法上でいう、いわゆる中・低所得者というのは非常に開きがあるのではないかと考えるのです。

例えば、住宅を取得する場合において余りにも所得が低ければ、これは当然ローンが組めない。そういった人たちに何の恩恵もないということもでてくるのではないかとという指摘もされているのですね。だから、ここでいう中・低所得者。また高鍋町の所得の方々が一括これ何%ぐらい、ここに属する方がいらっしゃるのか。

私は非常に疑問があると思っていますのです。住宅ローンを組むというのは、やはり長期間、25年なり30年なりの長期間組んでいくわけです。もう、これだけ所得が低くなって抑えられてきている。そして、ベースアップもないというような状況の中では先行きの見込みがないために、住宅を取得するというの、いわゆる希望も捨てざるを得ないという状況下に、私、あるのではないかと思うのです。

そのために、こういったかたちの住宅取得を容易にしていくためのひとつの法案として出されておりますけれども、私、宮崎県児湯郡高鍋町の中で一体どれぐらいの方がこれを利用することができるのか、非常に疑問を持ってみているのです。これは、東京等のある程度所得の多い方。だから、5,000万円という金額を考えていただいたらわかると思うのです。5,000万円の住宅をこの高鍋町で建てていくというのは、まあ、よほどのお金持ちか、平均して2,000万円ぐらいがいいところじゃないかなというふうに思うのです。だから、土地の取得とあわせて5,000万円にもなっていくと、もう毎月の返済がかなりの高額になっていきます。で、建てる人が20歳になってすぐ建てられるわけではございませんので、30歳なり三十五、六歳なり、40歳ぐらいまでに建てたとしても20年、25年、30年のローン返済というのは重くのしかかって退職してからも払っ

ていかなければならないという状況になったときに、やはり二の足を踏んでしまう。

もっと大幅な控除にならなかったのかということ、国のほうにはしっかりと私たちも伝えているところではありますけれども、そういったところの調査はなされているのでしょうか。

また、ここで規定するところの中・低所得者というのは大体どれぐらい以上の所得、課税前でもいいですが、課税後の所得でもよろしいですので、一応基準となる数字を上げていただければと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。中・低所得者の定義と申しますか、どういう判断かといいますと、あくまでも今までどういう方たちが家をつくろうとされたかどうかっていうのは、その家を建てようとした方が中・低所得者なのか高額所得者なのかわかりませんが、家を建てようとする方のうちに、今までは所得税の減税で効果っていいましょうか、猶予があったわけですが、それが税源移譲等によって納税者に対しての有利がなくなったと。その部分に対してその有利分がなくなったものだけではなくて、それまで引かれなくなったものを住民税で引いてやろうではないかと。控除してやろうじゃないかと。そういう該当する方たちがいわゆる中・低所得者になるのではないかという判断をしております。

どの段階の方がですね……、金額的にといいますと定かにはしておりませんが、前回もちょっと申し上げたかとは思いますが、今回151名ほどの方が住宅ローンの……、住民税のほうの控除の対象になろうかと思っております。その方たちがどの程度の所得であるかっていう部分については、まだちょっと細かく調査してみないと判断しかねると思っております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第53号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。国保税条例改正で1世帯当たりの税額が平均してどのぐらいの増額となるのか、お伺いしたいと思います。

また、軽減措置に対しての変更が示されておりますけれども、国保加入世帯の特に軽減措置世帯への変化はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

また、株式などの所得にかかる問題で恩恵が受けられる世帯はおおよその範囲でどのぐらいの数となっているのか、お伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。国民健康保険税条例の改正につきましての3点ほ

どの御質疑だと思います。

まず1点目の税条例改正で1世帯当たりの税額は平均してどのくらいいくかということなのですけれども、1世帯平均3万4,300円ほどの増加額となります。

それから、軽減措置に対しての変更が示されているが国保加入世帯の、特に軽減措置世帯の変化はあるかということですが、これまで2割軽減世帯であるにもかかわらず軽減しないという制度に該当させた世帯はございません。ですから変化はございません。

それから3点目ですけれども、株式等の所得なんですけれども、これ21年、22年からになりますから、本年中の被保険者の所得が判明しないとわかりかねますけれども、20年中の所得でみますと、株式等の損益通算では2世帯ほどになるかと思えます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第54号高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村。新たに制定するメリットとしては確かに述べられたのですが、リース契約などについては5年間などの期間があるのですが、**「長期的」**とは一体どのくらいの期間と考えておられるのか。長期契約の場合はこのような方法しか契約する方法がないのか。検討されたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。「長期的」どのくらいの期間と考えているかの御質問でございますが、機器等のリース期間は機械の耐用年数において最高が5年でございますけど、近年のリース社会等見回しますと、車等のリース期間が最高7年というのがありますので7年を考えております。

それから、長期契約の場合この方法しか契約ができないのかという御質問でございますが、これまで電気・水道・ガスなど1日も欠かせないものに関する契約については長期契約が認められていたのですが、平成16年の地方自治法改正におきましてOA機器等のリースについても複数年の契約ができるようになりました。

それでリース契約については長期契約が最高の方策だと考えております。債務負担行為等もありますけど、リース契約につきましては長期契約が一番最善の方策だと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。例えば、債務負担行為についても複数年の債務負担行為。これはすることができるというふうには、私はそういう判断はしているのです。だから、それが2年でしか受けられないとか——債務負担行為出すことができないとか——そういうことになるのであれば、それはやむを得ない措置かなと。

こういう制定ができるのはやむを得ないかなというふうに思うのですが、例えば、リースなどの長期契約について、それが終了した後ってというのはいったいどういうふうなかたちで相手に通告するのか。最初の契約時でそれを制定していくのかということちょっと知りたいなと思うのですが、そうでないと7年ぐらいということなのですが、7年ぐらいそれで契約を結んでいけば、例えば、所長さんが変わったりとか、申し送りで多分それはちゃんとしていると思うのですが、同じことを何遍も言わないといけないとか、ちゃんと契約書をこっちは持ってて、向こうも持っているはずなのにそれが確認されていなくて、また新たにきたりとかということが、ひょっとしたらあるかもしれない。そしてリース契約が終了するにもかかわらず、今まで毎年点検できていたものが、これによって点検をしなくなってしまう——要するに契約書の点検をしなくなってしまう——逆に大きな損失が、何らかの機器を借りれなくなるとか、リース契約が無効になるとか、そういった事態がひょっとしたらでてくる可能性があるのではないかなと、私、非常にそこが心配なんです。

これは申し送りとかそういうことも含めてしっかりと対応できている状態であれば、私もそういう心配はしないんですけども、今まで事務的なミスが幾つか存在しておりますので、その中でこの契約が長期契約になったとたんに職員がやめたりとかいろんなことになっていたりして、相手方ももちろん転勤があったりするでしょうし、そういうところの確認っていうのが、例えば電話で確認するのか、毎年1回電話で確認するだけで済むのか。お互いにこういう契約だっていうことを、今までは毎年確認をしていたことが5年なり7年なりできなくなると。非常にそのところであいまいな部分がでてくるのじゃないかなという気が、私はちょっとしているのですが、その辺のところの事務的な手続きについてはどのようなことをして最善そのような事務ミス、引継ぎミスを防いでいくのかというところの対応はどういったことを考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。長期にわたる契約ですので、そういったことがないということは確かに考えられますけど、予算的におきまして単年度に計上していきますので予算が計上されて議会の承認等が得られましたら、各そういったリース会社等に電話連絡等で対応していきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第55号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村。国の二次補正を受けた雇用対策予算ではどのような政策が示されているのか。

また、その人員確保については若者の長期雇用のしかけとなるのか、そのような考えが

あるのかどうかをお伺いします。

環境整備公社への貸付金については、順次議員協議会で説明を受けておりますけれども、その問題の根幹となっているエコクリーン漏水問題への対応の基本的な考え方はどのようなものか、お伺いしたいと思います。

単独道路事業債と公営住宅施設整備事業債が組みまれておりますが、どのような指針のもとに財政が上げられているのか、お伺いしたいと思います。

保育園も公営から民間移譲へと変化しているか保育料システム改修ではどのような観点から事業を行うのか、お伺いします。

ようやく、学校の机・いすなどの備品購入が示されているが、具体的な財政計画は備品に限ってどのようになっているのか。資料を示しての答弁をお願いしたいと思います。

全国スポーツレクリエーション祭に関しての職員時間外が提案されておりますが、時間外が発生する理由を述べていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。エコクリーンプラザみやぎの問題の基本的な考え方ではありますが、この問題の外部調査委員会における調査の結果、浸出水調整池破損という重大な問題が公社の理事会でも報告されていなかったことが判明しております。また、総務部門は県派遣職員、建設部門は宮崎市派遣職員が主に担当し、限られた時間の中で多岐にわたる業務が輻輳した結果、両者の意思疎通が十分に図られないなど縦横の連携が不十分であったと同委員会から報告されております。

このような状況を踏まえ、公社の運営のあり方、組織そのものを全面的に見直され、理事の構成が本年度からこれまでの出資団体中心から事業参画団体中心に変更されました。あわせて評議員も見直され、事業参画市町村の担当課長・地元協議会会長・民間代表からの構成に変更されております。

今後、過去の形骸化の指摘を踏まえ、本来の機能が発揮されるよう支援してまいりたいと考えております。

また、現在公社が浸出水調整池の設計・施工・管理をした業者及び工事の施工業者に対してかし担保責任に基づく損害賠償請求を行うために弁護士と協議を行っておりますので、その状況をみながら今後も県及び関係市町村との協議を行いながら適正に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。雇用対策については全体的なところを御説明申し上げたいと思います。

再就職支援対策としまして国の二次補正に盛り込まれました地方公共団体によります雇用機会の創出につきましては、各都道府県において交付金を財源とした基金を設置し、平成23年度まで実施することとされております。非正規労働者及び中高年齢者等の一時的

な雇用・就業機会の創出を図るということでできております「緊急雇用創出事業」は地方自治体が直接実施し、雇用期間は原則6カ月未満となっております。

また、継続的な雇用機会の創出を図るため、地域の実情や創意工夫に基づき地域求職者等を雇い入れて行います「ふるさと雇用再生特別交付金事業」につきましては、地方公共団体が民間に委託して実施し、原則1年の雇用を支援するというようになっております。

今回の補正におきましては、緊急雇用創出事業を9件、ふるさと雇用再生特別交付金事業を1件計上いたしております。

なお、若者の長期雇用についてということですが、長期雇用につながる事業としましてはふるさと雇用再生特別交付金事業による事業ということになろうかと思いますが、対象となります新たな事業の創出につきましては、まだ検討中のところでございます。

続きまして、単独道路事業債と公営住宅事業債が組まれているがということでございますが、この単独道路事業債はさきの臨時議会で議決いただきました専決1号の平成20年度一般会計補正予算（第7号）で減額いたしました町単道路改良費を今回補正に計上したことに伴います起債の追加分でございます。

また、公営住宅整備事業債は最終年度を迎えます持田団地建てかえ事業のうち、平成20年度予算で執行予定にしておりました1棟分につきましては、21年度当初予算に計上しておりませんが、最終的に執行残での建設ができなくなったことに伴いまして、その1棟分を今回補正することといたしました。それに伴います町債の増額分でございます。

続きまして、学校の机・いすなどの備品購入についても説明申し上げます。

今回の机・いす購入につきましては、ふるさと納税制度が昨年からはじまりまして、平成20年度につきましては9名の方から総額120万円の寄附をいただいております。寄附金の用途につきましては、申し込みの際に御希望を伺っておりますので、今回寄附者の意向に沿って机・いす購入費用として有効活用を図るということで計上したものでございます。

なお、備品等の購入計画等につきましては中・長期的な財政計画の作成も必要となってきておりますので、その中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。保育料のシステム改修についての御質疑でございますけれども、今回の補正につきましては、児童福祉法の改正による保育料のシステム改修でございまして、お尋ねにありました公立・私立の関係につきましては法の改正ということで特段の差と申しますか、そういうものはございません。

内容につきましては、同一世帯から2人以上同時に保育園に入所、あるいは幼稚園に入園している場合に3人目以降の保育料が無料になること。それから2つめに保育園の運営費の定員区分が細分化をされまして保育単価、加算単価表の設定等が改定をされまして、

そういう内容のシステム改修でございます。

○議長（後藤 隆夫） 社会教育課長。

○社会教育課長（東 啓三君） 社会教育課長。予算書50ページ、51ページの保健体育総務費時間外勤務手当でございますけれども、本来でありますと専任職員によります事務局を設置して対応するのが望ましいと考えますが、行財政改革によります職員数の減少、あるいは、さきに行われましたねりんピックでの職員配置から社会体育係での兼務作業となっております。

このことから、本来の業務を行いながら対応することとなり、勤務時間外以外で業務を処理することとなります。算定につきましては社会教育課職員4名の7月から11月までの時間外、プラス大会期間中の職員割り当て約40名を予定しておりますけれども、これに伴います時間外勤務手当をあわせて計上したところでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村。私が国の第二次補正の問題で言いましたふるさと雇用の1件のみで若者の長期雇用が何とかなるのじゃないか、そのしかけとなっていくのじゃないかということだったのですけれども、やはり第二次補正が出た一番大きな理由は、やはり余りにも派遣の首切りとか、打ち切りとかそういったことが出てきて、これはどうしようもない——若者があぶれてしまったらどうしようもない——というところがあるのですけれども、この経営不況・経済不況を考えたときに、高鍋町の業種の中でなかなか雇用を創出していくっていうのは非常に難しい状況が多分各事業者ともあるのではないかなというふうに考えるのです。

だから、そこでまたまだ出てきている状態ではないとは考えるのですが、事業者についてどのような働きかけを役場としては行ってきたのか、その辺のところもお伺いしたいと思います。

先ほど環境整備公社への貸付金の問題です。これは順次受けているということで漏水問題についての基本的な考え方の答弁がありましたけれども、私は、問題はちょっと環境整備公社への貸付金。これ、一回一回毎年貸しては返し、貸しては返しという状況をされるみたいなんです。そうすると、そのことによって発生するいろんな手間、時間外。そして、もちろん相手には利息は無料で貸すわけですから、本来ならこっちが受け取る利息なりそのお金があればほかの事業につぎ込めていた事業分を、やはり何らかのかたちで高鍋町の利点が損なわれていくということにもなりかねないかなというふうに思うのですが、そのところをどういう問題として整備公社の中でお話を——理事会の中でお話を——されてきたのか、そのところをもう少し詳しく答弁をしていただきたいと思います。

学校の机・いすなど、これ、備品購入が示されているのですけれども、これ、ふるさと納税の分を使ってやるということで、今回は金額的には正直な話しちょっと少ないので私もちょっとびっくりしているんですけれども、一体これ、どういったかたちでこれだけの

予算を上げて、本当に計画として達成できるのかどうか。悪い部分だけを直していくのか。例えば、1組、1セットを一体幾らぐらいするのかということもわかりませんので、一体どれくらいを買っていくのか。28万円で一体どれくらい買っていくのかということもわかりませんが、だからそれはまた、詳しいことについては常任委員会で聞いていくにしても、ある程度今度のでどういうところをそろえていきたいのかというところをしっかりと示してもらわないと、答弁になっていないなというふうに思うのです。

というのは、120万円で一体どれぐらいそろえて——例えば1クラス分はそろえるのですよと。28万円では1クラス分にも多分ならないと思うのですが、どういった感じで……。

だから、これをふるさと納税分として逆に言えばどこか1校だけでも集中してやったほうがよかったのじゃないかと思うけど、何かこう余りにも考えすぎてばらばらにした結果、計画自体がちょっと変な方向にいつているのじゃないかなというふうに、この議案ではとれるのです。

だから、どういう考えのもとにこのお金を配分したのかということも知りたいわけです。また私、一般質問もしておりますけれども、それを知らないと考えがない中でただこれだけお金があるからこれを単純に4校で割ったわということになるんだとしたら、そんな発想で机とかいす、備品を購入する、計画をするということになれば、これはだれがみたっておかしいということになるから、そのお金を配分した根底の考え——考え方をしっかりと聞いておきたいなと思ったから質疑をしたわけです。だから、そののところは、ただ今壊れている部分をこれで買っていくんだというふうになっているのか。それとも、新しく購入した分は今度の計画の一部なんですよというのか。そこ辺を知りたいなというふうに思っております。

先ほど、スポーツレクリエーション祭に関して職員時間外が提案されているということと答弁がありました。これは4名の分だけじゃなくて当日に発生する——前日から準備段階から発生することの予定だと思うんですが、これも常任委員会では詳しく私も聞いてしっかりと行っていきたいなと思うのですが。

実は私が参加しておりますミニテニスというところで、先ほどねりんピックが行われました。これ、300名ぐらい参加しているのです。南九大と高鍋町の総合体育館をお借りしてのねりんピックが行われましたけど、その準備で正直な話言うて、これもうほとんどボランティアでやっていただいている部分がありますが、宮崎県ミニテニス協会のほうにお話をお伺いしたところ、長寿社会のほうから25万円の予算がきていたそうです。だから、ほとんどボランティアでやっていく。だから、案内標識とかそういうものも含めてすべて手作業でやってきましたけれども、あいてる時間を利用してやってきた部分があるのです。

だから、職員も確かにほかの仕事と一緒にやっていかなければならないという部分は、確かに理解できます。理解できますけれども、私たちがやったねりんピッ

くと比較すると余りにも金額が大きいため、一体何なんだろうというところにかなり疑問点がでてきている部分がありますので、余りにも開きがある。例えばそこに100万円ぐらいの開きであればこれはやむを得ないかなというふうに思うのですけれども、400万円なり500万円なりの開きがあってくると、全体の予算からいえば当然1,000万円近くの開きがあるわけです。

だから、この分のお金があればもっとほかに使えるんだがなというふうに、やっぱりちょっと思ってしまう部分があるものですから、ボランティアでできる部分とボランティアでできない部分というのを精査がしっかりと行われてきているのかどうか。

また、ボランティアの受付なんかもずっとされておりますけれども、具体的に宮崎県のほうへそれは届け出をすることになっておりますけれども、ミニテニス協会のほうでもちゃんとスポーツレクリエーション祭に関してのボランティア募集というのをしっかりかけておりますし、各団体にはそういうことは言っていると思うのです。

だから、ボランティアができるところとボランティアができないところと、そこを精査されているのかどうか、そのところをしっかりと答えたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。まず、若者の雇用の件ですけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、雇用の創出ということで条件といいますか、3年間はこの賃金的なものを補助いたしますが、その後継続していただくということが多分ネックになって、その保証ができませんということもあって、なかなかこの事業で取り組んでいただく事業者がないというのが実情かと思っております。

ただ、商工会議所の分が今回1件上がるわけですが、もう職場の中でもどうしたらふえるのだろうかという話はしておりますが、やはり、その説明部分がやっぱり行き届いてないのかなという気もしておりますので、一般事業者の方にどの事業はということはちょっと難しいかと思っておりますけれども、こういう事業が今あっておまして少しでも臨時的な雇用で支援できる部分もあるんじゃないでしょうかということで、そういう啓発というか、そういう部分に努めんといかんねという話はしております。

それと備品ですが、先ほども御指摘あったとおりなので、4等分かという話ですけど、確かに1クラス分とかそういうことでなればよろしいかと思っておりますが、金額的にそれでもちょっと足りないとか、学校分についてきれいに分けることも不可能というのもありました関係でちょうど4等分したというのが実情はそうであります。ただ、前からでておりますといいますか、少しでも早く前倒しできればということで先ほど中・長期的な計画を立てるとい話をしておりますが、その中でも多分優先的な度合いも、まだ先のことからここで申し上げるのはあれかと思っておりますが、少しでも早くそういう部分については手当たしたいということで今回補正を上げさせていただいているというのが実情です。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 社会教育課長。

○社会教育課長（東 啓三君） 社会教育課長。第22回のスポレク祭の実行委員会、現在発足しておりますけれども、これの全体予算といたしまして現在818万8,000円の予算を組んでいるところでございますけれども、この中の必要経費というのが——どうしても必要という経費です——いわゆる競技役員の謝金、それから旅費・昼食・プログラム・大会看板そういったものが約700万円でございます。そして残りの百何十万円かの部分で、いわゆるおもてなしをしていかななくてはいけないということになります。

通常ですとこのほうの費用がはるかに大きな予算となってくるわけでございますけれども、町といたしましてはできる限りボランティア等の御協力を得ながらこういった部分で実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。エコクリーンの貸付金の問題ですが、確かにおっしゃられるとおり無利子で貸し付ければ有効活用はその期間できませんので、若干の損失はもう覚悟しなければならないのかなと考えております。

根幹にあるのが何かと申しますと、高鍋町民の住民サービス、これと地元建設地の方々の御迷惑、こういったものを考えたときに1日も早く機能が完全に復帰できるようにしなければならないのかなと。そういうことで各市町村協議を進めておりました。

あと、年度ごとに若干の事務も確かにふえますけれども、それは現状事務に支障を与えるほどではないということ判断しております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。エコクリーンの問題というのは、確かに住民サービスをとめないというところで一番大きな……、高鍋町は最終処分場の問題で大きく裁判問題にもなったりいろんな問題やトラブルが発生して、私もその現場をつまびらかに見てきておりますので、その辺のところはよく理解できるのです。ただ、そこにとこに声を借りて1日も休むことができないということは理解できます。理解した上で、でも本当にごみ問題をしっかりと監視している高鍋町であればこそ、逆に今度のエコクリーンへの搬入問題があったときに、ここをしっかりと精査していく。

当初500億円以上の予算であったものを380億円ぐらいまで減らしてきたわけです。しかし、それも建設の関係で。だから逆に言えば減らしたためにその分の手抜きがあったんじゃないかということもいわれますし。

例えば、どうしても解決できない問題というのが塩基処理の問題。これはもう本当に下水道に流し込まない限り塩基処理の問題は解決しないとまでいわれてきているんですね。そういうことを考えたときには、本当に果たしてどうすればいいのかということ、あの当時にしっかりとやっぱり精査して考えていく必要があったんじゃないかと。あの当時の私を含めた議論がしっかりとこなかつたんじゃないかという反省に立った上で、私も質疑をしてきている部分があるのです。そうしないと、同じ過ちをまた繰り返していくと

ということがここで議論をしておかないと繰り返すんじゃないかということが、非常に私、怖いんです。

というのは、ここでしっかりと確認をしておかなければならないのは、お金を貸し付けるといふことの問題。例えば、それがもし万が一裁判というかたちで負けたというか、和解というかたちでどちらにも処分、おとがめなしというようなかたちになった場合、この貸付金はもう出していけないといけない金額になるわけです。それ以上に今度はほかの改修なり、下水道につなぎこんでいく費用なんかもまた負担をさせられるわけです。最終的に考えたときに、じゃ、最初のところでしっかりと予算を組んでおればこういうことにならなかったんじゃないかということもいわれてきていますよね。

だから、私はこの問題がごみの問題にとどまらず環境問題全体で考えたときに本当にどうなのかということ、やっぱここで考えていく必要、議論をしていく必要があるというふうに考えているのです。だからこそ、総括質疑をして皆さんの中に問題を提起していきながら、じゃ、解決するにはどうしたらいいかということも含めてしっかりと私たちの中で方向性を見定めていくことを考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

町長はこれから先、どのような考えを持って環境整備公社の理事会に臨んだりされていくのか、そこのところを最終的に伺いをしたいと思います。

また、スポーツレクリエーション祭に関しての職員時間外についてのことを、私、何度も言うようですが、おもてなしと各団体にいろんなかたちでお金を差し上げるという、その分が一番大きいと、先ほどおっしゃいましたよね。

予算的にすればやはりこうやって時間外を出していったり、いろんなことをしていけばスポーツレクリエーション祭で本当に高鍋町がこれだけお金を出していったら、高鍋町の経済効果にどれぐらい役立っていくのかということが非常に、例えば商工会議所なり、農業者なりからいわせてもらえればどれぐらいのメリットがあるのかということが非常にいわれると思うんですね。

だから、そこのところをどのような企画運営をしていくのかということが、これだけのお金を使っていけば相当高鍋町にメリットがないと、私はもう2度としないと。団体が——例えばバトミントンなりの団体については「ああ、こういうことなら、こういうことでお手伝いをしてお金がいただけるのなら、じゃ、それ、やってください」ということになるかもしれないけど、地元で何ら、メリットがないのに、またもう一度このようなお金をたくさん使って「じゃ、何かをしようか」ということになったときに、非常に私は問題が出てくると思うんです。

それは、県からいわれたからするということではなくて、そこでは私たちは、時間外にしても高鍋町の税金を出す以上これはしっかりと高鍋町にどれだけ貢献度があるのか。スポレク祭がどれだけ貢献度があるのか。そこのところをしっかりと答弁していただかないと、私たちはまたこの宣伝もしていけないし、ボランティアの呼びかけもできないという

ふうに思っておるんです。だから、ボランティアをしていただいたらこういうところに、私たちはちゃんとお金が落ちてくるよと。お願いしますよというかたちで、やっぱり皆さんに呼びかけができると思うんです。そういうことがない以上呼びかけはできないし、ただ働きかというふうに言われてしまうと、非常に高鍋町の発展に経済効果がない上に阻害をしていく要因になるんじゃないかというふうに思いますので、だからこういうものをもう持ってきてほしくないということにまでなっていくと、私、非常にいけないと思いますので、その効果も合わせてしっかりと答弁をしていただけないかなというふうに、私は思っております。

まず、この効果について、町長はどのように効果があるとお考えになっていらっしゃるのか、町長だけでなくほかの方も答えていただければと思っておりますが、これぐらいのお金を使って、これぐらいの効果があるということを、しっかりと数字で言っていれば、私は本当に非常にありがたいなと思っております。よろしくお願いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。エコクリーンプラザみやざきにつきまして、調整池の破損のことにつきまして貸付金でございますが、これ今、課長が申しましたように、無利子でお貸しをいたします。確かに金を預ければ利子がいただけるかもしれませんが、そういった点、公共事業ということで、やはり高鍋町がそれだけの負担をしなければならないかなとも思っております。

それから今、エコクリーンのいろいろな組織を、先ほど申しましたように、変えてまいりました。それで今、いろいろな破損が出たり、工事をしたりやっておりますが、そのやり方について常に理事会の中で厳しく審議をしておりますが、いろいろ問題もございまして、先ほど課長が申しましたように、ごみ処理の問題もございまして、環境問題もございまして、やはり運び込むところがなくなるというのもなかなかの問題だと思っております。

それから、そういった塩処理の問題もございまして、その都度、その都度、やはり協議をしながら最善の方向性を持っていかなきゃならないと思っております。

今、議員の申されましたように、確かに負担が多くなると思っておりますが、そういう点も皆さんと御相談しながら、また進めてまいりたいと思っております。

それから、私も500億円かかるところを350億円で上がったということで、そういった工事をやった。確かに安く上げてよかったかもしれませんが、これがこういった問題につながったということは常に公社の理事会の中でも申しておりますので、また皆さんと協議をしながらそういった点に対処してまいりたいと思っております。

それから、スポレクみやざきの件につきましてですが、今、どういった効果があるのかといわれますが、やはり経済効果といたしまして、宿泊とか、町で買い物をしていただくとか、そういった面も多々あると思っております。観光協会と一緒に物産展をやったり、そういうことをやって宣伝を、経済効果を上げていくような方向をとっていかねければならないと思っております。

詳細につきまして、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 社会教育課長。

○社会教育課長（東 啓三君） 只今の町長の方が答弁いたしましたけれども、全国から450名の選手・役員の方がお見えになる予定でございます。これに伴いまして約半数の方は町内に宿泊をされるだろうと。これはまあ、受け入れ態勢の宿泊数の問題もございまずので約半数と見込んでおります。それから、これに伴いまして選手の方々の弁当、それからまた、物産展等を開催いたしますので町内外から見えられる方の物産展でのお買い物。そういったものを経済効果として考えておりますけれども、詳細な数値については今後算定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。質問をいろいろしたいと思っておったのですけれども、第1点が緊急雇用対策とふるさと雇用再生事業ですね。

担当課長から詳細な説明がございました。私も3月議会で一般質問に上げたんですよ。で、目的とかそういったものについては今説明がございましたけれども、今後はこういった対策について、今さっき緊急事業が9件とふるさと雇用再生が1件ということだったですね。雇用対策についても、私が質問したとき190何名、ハローワークで調査された結果出ておったんです。その後またそういった解雇される方たちがふえてくるんじゃないかというような答弁をいただいておりますね。

それで、今具体的に上がっているのはこの10件ということだろうと思うんですけれども、今後の見通しとしてまた追加されてくるものかどうか。そういうことをちょっとお伺いしたいんですけれども。

それと、これを事業計画を申請された中で、やはりこの事業で雇用とかそういった少子景気対策の効果に今の時点でちょっとわからないっていうんですけれども、どういう考えをもってこの事業を上げていただいたのか、その辺がわかれば答弁をいただきたいと思うんですけれど。

ほかについては、いろいろこう答弁がございましたので大分メモをしていったんですけれども、もう重複する点が多いと思いますので、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、2点目についても、環境の公社の貸付金の問題ですけれども、これも、もう町長と担当課長が詳細に答弁していただいたんですよ。それで私は、まあ、同じようなことを考えておったんですけれども、やはり地元住民の安全安心を守らんといかんと。これも理解できるんです。

ですけれども、我々が資料をいただいておりますわね。で、この前6月8日じゃったですかね、その前5月の19日にも資料いただいて説明いただいたんですよ。しかし、議員の皆さんみんな納得いかなかったわけなんです。

っていうのは、課題がいっぱい残っておったわけです。それで、まだ不明な点があるな

かでそういった負担ちゅうか、貸付をしなくてはいかななくてはいかなくなるというような点もいろいろ指摘をしたわけなんですけれども、それもやむ得ないかなと思って、今考えております。けさの新聞も西都市も計上されたということは、きょう報道されておりましたけれど、11関係市町村も今回の6月議会で計上を多分されておると思うんですよ。それで、次から次へそれも発生するわけです。で、資料はいただいておりますけれども、資料をみんな納得してないですよ。説明を受けてもですね。やはり、責任の分野もはっきりしないというような点もいろいろあります。

で、町長もその対応策についての考え方も答弁いただいたわけなんですけれども、私も1点聞きたいのが、今度は舗装路面に陥没のトラブルが発生しましたよね。その原因を今究明しておりますというような資料もいただいたんですけど、やはりこれについて町長も関係市町村とか議会のほうにも協議しますということ、今、答弁されたわけなんですけど、やはりこういうことは発生したときに原因究明はもちろん必要なんですけれども、高鍋町としての考え方を、議会としては町民代表ですからいろんな方からの意見を聞いておるわけなんですよね。それを結局協議していきよるわけなんですけど——終日審議しておるわけなんですけど——そういうものが反映されていかないと、やはり「もうこういうふうに決まりましたよ」今度の契約の問題についてもです。5月29日に資料をいただいたときには新聞に出てたですよ。県と市町村が折半で負担しますということがですね。そういう状況なんですよ。

それで、やはりそういう情報は、高鍋町はまだ納得しておらないということを説明されたわけなんです。で、意見として聞いてほしいということをお願いしたんですけども、予算がもう計上されていますよね。既に計上されておると。経過は報告されたわけなんですけどもそれは理解します。わかります。住民のことを考えたり、あとの搬入のことを考えたり、これはもう町民全体のことを考えないかんわけですから、それはわかるんですけど、やはり早めにそういった経過なりを、そして高鍋町はこういう考え方がありますよということ、やはり協議会等においてもはっきり申し述べていただいて、そして協議をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから3点目ですけども、一般廃棄物の最終処分場ですか、30万円が計上されていますよね。これも前の時点でいろいろ申し上げたんですけども、当初予算で計上されてないわけなんです。そのときに今回予算が上がっておりますけれども、協定書についての内容等についても検討中ということで上げられなかったんだらうと思うんです。それで、今回上げられたということは協定書なり覚書なりそういうものが成立したんだらうと思うんです。そういった内容も全然示されてないんですよ。

これはもう、何遍も皆さん聞いておるわけですけども、こういう計上をされるときにはやはりそこ辺のこういう協定書を結びましたと内容ぐらい説明をしていただきたいと思うんですけども、そういうことで21年度は計上されましたが、次年度以降ですよ。本当はもう詳しくは一般質問の方もおられますので、つつこんでは質問しませんが、

やはり次年度以降どうするのか。これが1点です。

それから、前も申し上げたのですけれども、債務負担行為を起こす考えはないのか。

この2点についてお答え願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今の30万円の件につきましてですが、4月2日に職員が3名で漁協へ伺いました。組合長様と参事さんと協議させていただいて委託料30万円ということで一応了承は得ました。正式には今議会の議決をいただいたあとに、再度委託契約等の事務手続きの協議を行ってまいりたいと思っております。

次年度以降というのも、こういった方法で進んでいくのではないかと考えております。

債務負担行為はということでございますので、今私が申し上げたとおり、毎年度漁協と協議によって決められるものでありまして、毎年度の予算の中で計上するのが適当と考え、債務負担行為は起こしておりません。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。今、町長が説明されたわけなんですけれども、職員が3名お伺いして専務等と協議した結果が20年度決まったということなんです。

これは発生したのはもう十何年前なんですよね。で、20年度に7カ年分が補正で上げられたわけです。そういったいろんな経緯があるわけなんです。

それで、契約は今から結ぶというのを今言われたんですけど、やっぱ、契約書があって、そして予算化するのじゃないですか。ま、今口頭で話をされて予算化するんですか。そういう計上の仕方は僕はないんじゃないかと思うんですけどね。また、前のようなことにならないですか。協議でやったら。あのときも書面をもってやってほしいということを強く要望しておるわけなんです。だから、そういうことはやっぱ適正に対応していただかないと困るんじゃないかと思えます。

それから、債務負担行為については毎年、毎年協議して決めると。そしてから計上しないと。それが適正だという考え方ということ言われたんですけど、私は逆と思うんです。やはり、こういった次年度以降も発生する要件があるならば、債務負担行為を起こして忘れることのないように、そうした防止対策をするべきだというふうに私は考えますけれども、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。覚書によって、その覚書の内容で協議をしながら毎年組合長以下お話をし、協議して、決めて、そしてそのときの覚書の中のとていいますか、それを履行せなならんもんですから、そういうことを話し合いながら決めていきたいと思っております。

つきましては、毎年度漁協との協議によって決めて、そして毎年度の予算の中で計上するのが適当と思っておりますので、そのように理解を願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。この問題はいろいろ奥が深いと申しますか、いろんな考え方があって今までもいろんな討議がされてきました。で、今回は3番の方も一般質問を出しておられますのでこれ以上聞きたくは……、あとはお願いしておきたいと思うんですけども、再度そういった毎年協議した上で予算計上をするということでございますので、またそういった負担行為の問題についても再度検討はしていただきたいということで、終わりたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） ここで暫時休憩をします。15分から開会したいと思います。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（後藤 隆夫） では再開をいたします。

3番、池田議員の質問は、体調が悪いということで急遽退席をされましたので、取り下げということでございます。

ほかに質疑はありませんか。8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。商工総務費に倍額の補正が上がっておりますが、この人件費の説明をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。人件費のことですので一応総務課の管轄になりますので報告いたしますけど、これは4月に機構改革を行いまして統廃合を行いました。その関係上、相対的には減額になっているんですけど、ある課においては2つの課の一部が一緒になって同じ費目が入っておりますので、増えているところもありますので、その商工関係のところが増えているというかたちになっているだけでございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第56号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 税収を減額する理由を述べていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。お答えをしたいと思います。

国民健康保険税につきましては平成20年度決算におきまして高額医療給付費件数が見込みよりも少なかったこと。それから、インフルエンザ発生を見込んでおりましたけれども、この大規模な発生がなかったこと。それから3点目に、特別調整交付金が手当されたことなどによりまして繰越金が当初より増額になってまいりました。そういうものを保険税に充てまして、被保険者の負担を軽減するという意味合いから繰越金を当財源に充てて

税収を減額したところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。大変いいことだと思うんですが、それでは繰越金が、先ほど答弁で増額したということなんですが、繰越金は大体どれぐらい繰り越せると。大体最終的にどのぐらいの金額になっているのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） お答えいたします。健康福祉課長です。

最終的には2億円程度を見込んでおります。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第57号平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村。支払基金への償還金については予算内での執行が不可能だったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。お答えをしたいと思います。

老人保健特別会計につきましては、現在※平成20年3月以降の遅延請求分及び過誤請求の精算が行われているところでございます。

本年度の当初予算につきましては歳入が※一般会計繰越金、それから実績の請求に基づく支払基金交付金及び国・県支出金となっております。

歳出のほうでございますが、医療給付費及びレセプトの審査手数料となっております。

そういうことで新年度に入りまして現在2カ月経過をしたわけですが、これにつきましては流用等も予算の範囲内で考えられるわけですが、それは財政運営上ひとつの手法ではあるというふうに思いますけれども、そういう手法については今回適当でないということ判断をさせていただきまして、補正で計上させていただいたものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。大変失礼をいたしました。

文言の訂正をさせていただきたいと思いますが、先ほど一般会計の繰入金につきまして「繰越金」というふうに申し上げましたので「繰入金」に訂正をさせていただきたいと思

※後段に訂正あり

います。

それから、請求遅延分につきまして「平成20年3月以降」というふうに申し上げたようですが「3月以前」の誤りでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第58号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（後藤 隆夫） お諮りします。議案第52号、議案第54号、議案第55号及び請願第2号、以上4件につきましてはお手元に配付しました議案審査付託表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、議案第54号、議案第55号及び請願第2号、以上4件につきましては各常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。議案第53号と議案第56号から議案第58号まで、以上4件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号と議案第56号から議案第58号まで、以上4件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定をいたしました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で本日の日程はすべて終了をいたしました。

これで本日は散会をいたします。大変お疲れさまでした。

特別委員会を13時から開会したいと思います。

午前11時26分散会
